

第七回
国会

参議院選挙法改正に関する特別委員会会議録第十四号

昭和二十五年四月六日(木曜日)

本日の会議に付した事件

○公職選挙法案(衆議院提出)

○公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案(衆議院提出)

○調査報告書に関する件

午前十一時五十分開会

○委員長(小泉清一君) それではこれより開会をいたします。先ず以てこの各委員より共同提案になりました公職選挙法案に対する一部の修正案につきましてこれを議題といたします。尚本案につきましては衆議院側と折衝をいたしました一部を除くは衆議院も了解し、尙関係方面においてもこの案についてはクリーヤを受けております。そのクリーヤは衆議院と一致してやるようにということでもあります。それだけ御報告申し上げます。

それでは別に御発言もないようでありますから質問はこれを以て打ち切りまして、これより討論に入ります。

○鈴木直人君 この前の委員会において百四十四條第二項を次のように改めるとのこと……、その改めるのは「前項のポスターには、政令の定めるところにより、選挙管理委員会の検印を受け又はその発行する証紙をはりつけなければならない。」ということになりまして、これについて質問があつたわけなんです、その後衆議院と相談の結果、この文句がこういふふうに変更したと思ひます。いわゆる第百四

十四條第二項に次の但書を加える。

「但し、参議院(全国選出)議員の候補者のポスターについては、本人の申請により、全国選挙管理委員会が承認した場合、都道府県の選挙管理委員会の検印を受けることができる。」

○委員長(小泉清一君) 委員長よりお答えいたします。今仰せの通りに衆議院においても同調し、又関係方面においてもクリーヤにしてくれたのであります。さう御承知をお願いしたいと思います。

○鈴木直人君 委員会としても……。

○委員長(小泉清一君) 委員会でも大分御議論があつたのですが、併しこの方が多数の御意見だつたと思ひますから、そのつもりで衆議院も同調しましたし、今御朗読になつたように決めたわけでありまして。

それではこれより各派各委員共同提案になりましたところの修正案を念のために朗読いたさせまして、皆さんの討論に入らうと思ひます。

○中川幸平君 朗読は省略してもいいと思ひますが……。

○小林勝馬君 印刷物で廻してありますから、朗読は省略して頂きたいのです。

○委員長(小泉清一君) それでは只今の朗読は多数さういふ御意見がありましてから省略いたしますからこれをそつ

くり速記録に載せるといふことだけ御承知願ひます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(小泉清一君) 尙付け加えておきますが、本院からは正式に申出たのでありませんが、定員を変更することについて、議員の方々からやはりクリーヤを求めておられました、これは昨日却下になつたという報告を受けましたからそれだけ御参考になつておきます。

○小林勝馬君 却下になつたというのはどういふ意味ですか。

○委員長(小泉清一君) つまりクリーヤしないというので戻されたのです。それではお諮りいたしますが只今朗読を省略しました、即ち公職選挙法案に対する一部修正案について採決をいたしたいと思ひますが、この採決前に御意見がありますればそれを承わりたいと思ひます。

○太田敏兄君 この一部修正案の中に第百三十七條中の修正が省かれておりますが、私は第百三十七條の修正を主張したいと思ひます。これはかねてから本委員会の総意は参議院の選挙法案要綱第百五十五條の規定の方がよいというところになつておつたのであります。ところがこれは衆議院との交渉の結果省かれたのであります、併しこの衆議院提案の公職選挙法に規定してある第百三十七條のごときは、如何なる事情があるにしても二十才以上の者の選挙運動に一種の制限を加えるといふことは、憲法上当然與えられてい

る国民の権利を拘束するものであると思ふので不当の規定であると思ふのであります。議論はすでに盡きておりますから多くは申しませんが、そういうようなわけで、私は原案の第百三十七條中「学校の児童、生徒及び学生」の下に年齢二十才……。

○委員長(小泉清一君) ちよつと太田委員に御注意しますが、今議題になつてゐるのは、クリーヤを受けた分だけを議題にしておりますから、あなたの御修正案はこの外の全部が議題になつたときに御発言になつた方がよいのじやないかと思ひます。とも角只今は議題になつておりません。

○太田敏兄君 それでは後でもいいです。

○中川幸平君 この選挙法案の審議中に各委員からいろいろの修正案がありましたが、衆議院との折合がつかかなかつたものはやむを得んものといひまして、これだけの修正に対して賛成の意を表する次第があります。

○羽仁五郎君 今議題となつています公職選挙法案に対する一部修正案については、これ以外に私共から提案をいたしまして、本委員会の多数の方々の御賛成を得ている條項が約七つばかりあるのですが、衆議院との折合において委員長の非常な努力をして下さつたにも拘わらず、それらの点については衆議院が了解せられなかつたことについては、参議院としては非常に遺憾に思ひます。後に修正案又は少数意見を述べることと許されたいと思ひ

ますが、併し委員長は非常な努力をせられておまゝになつたこの一部修正案についてはこれに関する限りは私も賛成いたします。

○鈴木直人君 私は只今提案になつておる修正案に賛成いたします。

○大野幸一君 日本社会党もこの一部修正案に対しては賛成の意を表します。

○小林勝馬君 民主党といたしまして、一部修正案に賛成する次第です。

○委員長(小泉清一君) それでは各派共にクリーヤを受けた、今議題になつております公職選挙法案に対して、御賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(小泉清一君) 全会一致と認めてこれを決定いたします。

次にいよいよ公職選挙法案全部を、只今修正になりました分を除いて、全部を議題に供しまして討論を願ひたいと思ひます。

○羽仁五郎君 只今全会一致で可決されました一部修正案を除いて公職選挙法案全部について意見を述べることと許されたいと思ふのであります。これは本委員会の約一ヶ年に近い審議の間において、しばしば意見を述べた機会を與えられまして、その詳細に述べることとは差控へなければならぬと思ひますが、すでに本委員会の審議の経過において多数の方々の御賛成を得ました点だけを挙げましても、大体七つばかりがあるのであります。

の第七條でありまして、これは選挙の取締について検察及び警察の行動を要請しておるものであります。新しい選挙法というものが、昔の選挙法と異なつてできるだけ警察的な規定をおかないといふことは、検察方面の意見でもあり、又この委員会の多数の方々の御賛成を得た点でもあるので、これは参議院としてはこの第七條を削除すべきであるといふ多数の御意見があり、私もその点を強く要望しておつたのであります。第一の点に關連いたしまして、第五十九條において、立会演説会の秩序保持に關し第二項を設けて、これに警察処分の請求の規定を設けておることは、やはりこれは蛇足であつて、選挙管理委員会が十分権限を行使して立会演説会の秩序を保持することのできるものであります。そこで警察取締の規定を加へることが却つて選挙の自由を害するといふ点も含めて、以上第一の点を主張しなければならぬと考へます。

第二の点は、公職選挙法案第四十八條でありまして、この場合に国民の貴重な基本的権利であります選挙権の行使を保障するために、選挙民であつて選挙の当日政令で定める区域内において法令の規定によつて抑留されておる者は、請求により当該検察官又は警察吏員の監視の下に投票所に行き、自ら投票することができるといふ規定を設けられたといふ点は、私共又日本社会党の委員の賛成となつておつた点であります。これも衆議院との了解の場合に落ちてしまつたのであります。第三は、公職選挙法案第三十七條でありまして、これは現行法においては何人も未成年者を選挙運動に利用し

てはならないといふ法律であつて、この点については全く疑義がないのに、今度の公職選挙法案においては、この現行法を全く抹殺してしまひまして、そうして教育者が学生を選挙運動に利用してはならないといふふうにしてしまつた。こうなりますと二重三重に疑義が生じて来るのであつて、等一には現行法で禁止しておるような、何人も未成年者を選挙運動に利用してはならないといふことは、今度の公職選挙法案においては全く許されるということになる。これはまだ政治上自己の意思といふものをばつきり現わすことと能力において十分ではないと考へられる未成年者が、選挙運動に利用される。そのために選挙の自由が阻害される点が多大である。且又これは過去において、ドイツのナチス或いはイタリヤのファシズムにおいて非常な弊害を現した事実にも鑑みて、これは誠に重大な改悪である、これを除いてしまつたといふことは改悪であると言わなければならない。第二には、公職選挙法案においては、あらゆる学生が選挙運動をするに對する制限を設けておりますが、学生の中にはすでに成年に到達し、選挙の自由の権利を完全に保持しておる人がある、それらを制限するといふことが又誤りであると言わなければならない。従つて私共の提案、又この委員会の多数の方々の御賛成、又委員長の非常な御努力によつて現行法の精神に反すべきであるといふ努力が傾けられたにも拘わらず、所期の目的に到達することができなかつたことは黙視することができないと思つたのであります。それから第四は、公職選挙法案第百

四十六條第一項の中に、選挙中文書や広告等を、その前に禁止されている行為を、免かれる行為として主として候補者の氏名等を広告することができないといふ現行法を、今度の公職選挙法案においてはこれを改めて、そこに主としてといふ字のあつたのを削つてしまつた。これは両院の選挙法改正法律委員会の懇談会の席上においても、衆議院側においても、主として、といふ字はある方が親切であり、その意味がはつきりするといふ点において御賛成の御意見もあつたのですが、併し今日までのところ、主として、といふ字が削られてゐる。これはやはり加へるべきである。これを加へないことによつて、今日世論の間にいろいろの誤解を生じておる。選挙期間中著書、或いは演説、それらの言論なり、芸術なりの発表の自由が制限されるやに理解される危険があるので、これもやはり我々の主張を実現しなければならぬと思ふのであります。

それから第五は、公職選挙法第百四十八條でありまして、これはいろいろ新聞の評論の自由に關する條項であります。これは結局世論に鑑みて衆議院においても新聞の評論の自由をお認めになつたのであります。その後で但し書を設けておられる。この但し書に述べておられることは、方聞の評論の自由が濫用されてはならないといふのであつて、これについてはすでに他の法律或いは他の規定などによつて、十分にこれを防ぐところの規定があるにも拘わらず、選挙法の中にこれを入れたといふことは蛇足であり、且これを入れたために選挙の際に新聞の自由といふものが取締官憲等の主観的な判断によつて制限される虞れが多分にある。このために世論がこれを非難しておりますが、この但し書以下は削るべきであると私共は考へる次第であります。

第六では、公職選挙法案第二百六十條において、我々としては、且又この参議院の委員会としては多数の御賛成がありまして、選挙事項の指示及び危険防止の規定による啓蒙宣伝に要する費用を、国が予算として用意して置くべきである。これは選挙管理委員会からも熱心な御希望もあり、大した予算を要することでもないもので、且又それによつて得るところ、予算として支出するものに対して、それによつて得るところの利益が非常に大きいといふ点は、本委員会において姫井委員の御賛成もあつたところであります。委員長も十分衆議院と交渉されたのであります。これが貫徹しなかつた。併しこれはやはり実現すべきであると思へるのであります。

それから最後に、第七に公職選挙法案第二百七十一條でありまして、これはこの二百七十條に公職選挙法案は二項及び三項を設け、この二項における療養所において療養中の諸君に対して、その療養所を住所と見做すことはできないように記して、第三項においてこれらは療養中の人々の選挙権の行使を妨げるものではないといふようにしておる。これは誠に曖昧であつて、このために現在全国の療養所における有権者諸君が、非常な不安を感じて、それらの人々から選挙の自由を著しく制限されたように感じておるのです。従つてこの二項及び、三項はむしろ削除して、療養所に療養中の諸君の選挙権を我々が十分に尊重するものであるといふことを明らかにすべきであると思へるのであります。

以上各点について、私としては修正案を提出し、或いは修正案についての多数の方々の御賛成を得ることができなければ、少数意見を述べることが許されたいと考へるものであります。

○中川幸平君 只今羽仁委員からいろいろの意見がありました。誠に御尤もな点も多々あります。衆議院との折衝においていろいろ入れることができなかったことは遺憾に思いますが、私は原案に賛成の意を表するものであります。

○來馬琢道君 羽仁委員の第三百三十七條の修正の趣旨に對しまして、学校の児童の上に「未成年者及び」といふ字を入れることにいたしました。羽仁委員の趣旨を本院の意見としてこれを本会議で述べて置くことが必要であると存じます。

それから第四百四十六條の「主として」といふ文字を入れることには羽仁君の御意見に賛成をいたします。向かくのごとくにして、羽仁委員がこの本案につきまして少数意見を述べられるという機会を得らるるならば、本員も亦百四十七條の第二項の次に第三項を加へまして、「前項但書のポスターは候補者において五枚以下に限り掲示し、且つ当日撤去についても十分の協力をしなければならない」といふ一項を加へることも発議いたします。これは實際全国選挙管理委員会連合会から相当熱心な意見があつたように、實際選挙に當つた者は、選挙場の、投票場の入口のところに何千人、全国議員の選挙といふしますれば二百人の人々がそこに制限

りなく掲示した場合は、これをその都道府県、又は市町村の選挙管理委員会において、選挙の当日撤去しなければならぬこととは不可能のことと思ひます。これを午前零時までは撤去することはできません。午前零時から投票の開始される時間七時間の間に、その何千枚にも及ぶかも知れないというポスターを撤去することは難きを強いるものであります。又従来のごとく候補者においてこれを撤去しなければならぬことになり、これが全国議員となりますれば非常な困難が伴います。よつて予め候補者において投票場の入口より約一町の所にある掲示するポスターの枚数を五枚以下と限り、且つここに掲示したという地図ぐらいは管理委員会に提出いたしまして、協力してこれを撤去するというふうにしなれば、後日争訟の対象となつて思ひの外なる混乱を生ずると思ひます。本員は浅草に住居いたしておりまして、細かい住宅の中において、なか／＼分らない所にそういうポスターを貼りましたのを見、又自らも掲示したこともあり、この一條で選挙の公平を期するということは至難のことであると信じますから、私はこれを本会議において少数意見として述べる覚悟で、ここに改めて修正案を提出いたします。

第二点は選挙運動において民主的な勢力が出るというのに対しては、ブレイキをかける、それから一方反動的な勢力温存の途が開かれておるといふ点でありまして、これにつきましては二、三の点を申し上げます。その一つは警察官の干渉を公然と認めておるといふこと、それから学生とか、教育者に対して選挙運動を非常に制限したといふこと、それから特に言論に対しては非常に抑えつけをしておるといふこと、というのはい百四十八條で表面上言論の自由を認めておるようですが、その但書において實質上言論を抑圧して、その條項の審議過程でプレスコードの條文を挿入せんとしておりますが、これは自主性を喪失した態度であるといふこと、また他にもありますが、もう一つ重要なことは戸別訪問といふような封建的な、極めてブルジョア的な危険な方法が持込まれておるといふこと等なのであります。

時機を失つておるようであり、私には全国選挙管理委員の連合会の代表者の意見に賛成するために、この只今申しました條項は入つていないから、この点は不完全であるといふ趣旨で発言をいたしました。賛否については明らかにはいたしたいと存じます。修正案といふことを取消して頂きます。

○委員長(小早清一君) いやあ太田委員から。
○太田敏兄君 先に羽仁君及び来馬委員からいろいろの修正意見が述べられましたが、私はこの御両君の中に指摘されております第百三十七條は、わけでも重要な点であると思ひますので、第百三十七條中「学校の児童、生徒及び学生」の下に年齢二十歳以下の者が入る百三十七條の修正を、先に可決されました修正案の中に加えることを主張いたします。その理由はこれまでにすでに述べられておりますので重複を避けます。

以上は同様に議員諸君はできるだけ各党とも安くやるような御意思はありましたが、さてでき上つたものを見ますとなか／＼安くできないのでありまして、相当に金がかかるということであり、相当に金がかるというのであります。このことは、結局は日本の選挙界を非常に腐敗させる原因であり、立候補者がいろいろ苦しむところであり、結果として非常に金に關係のある特権官僚の代表者とか、特権的なブルジョアの代表者であるとか、これに繋がる特権的な官僚とか、政党的ボスであるといふような、結局日本の独立と平和の方向と反対の方向、隷屬と戦争の方向にもつて行こうといふことに賛成であるような候補者が多数出て参りまして、民主的な勢力がこれによつて非常に出てくなくなつておるといふことは明白なる事実であります。

○委員長(小早清一君) 多数と認めます。
○委員長(小早清一君) 次に公職選挙法の施行及びこれに伴う關係法令の整理等に関する法律案を議題に供します。

○松井道夫君 羽仁さんにお尋ねしますが……
○大野幸一君 討論中だよ。
○松井道夫君 討論の必要上……、只今お述べになつたのは修正案を出したになつた趣旨ですか、ただ反対意見の理由を述べられた趣旨ですか。
○大野幸一君 反対の理由だよ。
○北村一男君 原案反対の理由だらう。
○羽仁五郎君 原案に反対の理由で止めて下さい。

○委員長(小早清一君) ちよつと速記を止めて下さい。
○委員長(小早清一君) それではここに改めて討論のある方は御発言願ひいます。
○兼若傳一君 簡単に反対の意見を申し上げます。
第一点は今回の改正で我が党といたしまして、根本的な問題といたしております全国を一選挙区にして、比例代表制でやるという点が全然審議されなかつたという点であります。

○委員長(小早清一君) 外に御意見はありますか。(採決々々と呼ぶ者あり)意見なしと認めまして採決をいたします。

○委員長(小早清一君) ちよつと御諮りいたしますが、太田委員の先刻の御発言と、今お出しになつたことと重複いたしますからよろしいじやないですか。
○太田敏兄君 途中で……。途中でやめましたから。

○委員長(小早清一君) ちよつと速記を止めて下さい。
○委員長(小早清一君) それではここに改めて討論のある方は御発言願ひいます。
○兼若傳一君 簡単に反対の意見を申し上げます。
第一点は今回の改正で我が党といたしまして、根本的な問題といたしております全国を一選挙区にして、比例代表制でやるという点が全然審議されなかつたという点であります。

○委員長(小早清一君) 外に御意見はありますか。(採決々々と呼ぶ者あり)意見なしと認めまして採決をいたします。

○委員長(小早清一君) ちよつと御諮りいたしますが、太田委員の先刻の御発言と、今お出しになつたことと重複いたしますからよろしいじやないですか。
○太田敏兄君 途中で……。途中でやめましたから。

○委員長(小早清一君) ちよつと速記を止めて下さい。
○委員長(小早清一君) それではここに改めて討論のある方は御発言願ひいます。
○兼若傳一君 簡単に反対の意見を申し上げます。
第一点は今回の改正で我が党といたしまして、根本的な問題といたしております全国を一選挙区にして、比例代表制でやるという点が全然審議されなかつたという点であります。

○委員長(小早清一君) 外に御意見はありますか。(採決々々と呼ぶ者あり)意見なしと認めまして採決をいたします。

○委員長(小早清一君) ちよつと御諮りいたしますが、太田委員の先刻の御発言と、今お出しになつたことと重複いたしますからよろしいじやないですか。
○太田敏兄君 途中で……。途中でやめましたから。

○委員長(小早清一君) ちよつと速記を止めて下さい。
○委員長(小早清一君) それではここに改めて討論のある方は御発言願ひいます。
○兼若傳一君 簡単に反対の意見を申し上げます。
第一点は今回の改正で我が党といたしまして、根本的な問題といたしております全国を一選挙区にして、比例代表制でやるという点が全然審議されなかつたという点であります。

○委員長(小早清一君) 外に御意見はありますか。(採決々々と呼ぶ者あり)意見なしと認めまして採決をいたします。

○委員長(小早清一君) ちよつと御諮りいたしますが、太田委員の先刻の御発言と、今お出しになつたことと重複いたしますからよろしいじやないですか。
○太田敏兄君 途中で……。途中でやめましたから。

○委員長(小早清一君) ちよつと速記を止めて下さい。
○委員長(小早清一君) それではここに改めて討論のある方は御発言願ひいます。
○兼若傳一君 簡単に反対の意見を申し上げます。
第一点は今回の改正で我が党といたしまして、根本的な問題といたしております全国を一選挙区にして、比例代表制でやるという点が全然審議されなかつたという点であります。

○委員長(小早清一君) 外に御意見はありますか。(採決々々と呼ぶ者あり)意見なしと認めまして採決をいたします。

○委員長(小早清一君) ちよつと御諮りいたしますが、太田委員の先刻の御発言と、今お出しになつたことと重複いたしますからよろしいじやないですか。
○太田敏兄君 途中で……。途中でやめましたから。

○委員長(小早清一君) ちよつと速記を止めて下さい。
○委員長(小早清一君) それではここに改めて討論のある方は御発言願ひいます。
○兼若傳一君 簡単に反対の意見を申し上げます。
第一点は今回の改正で我が党といたしまして、根本的な問題といたしております全国を一選挙区にして、比例代表制でやるという点が全然審議されなかつたという点であります。

○委員長(小早清一君) 外に御意見はありますか。(採決々々と呼ぶ者あり)意見なしと認めまして採決をいたします。

○委員長(小早清一君) ちよつと御諮りいたしますが、太田委員の先刻の御発言と、今お出しになつたことと重複いたしますからよろしいじやないですか。
○太田敏兄君 途中で……。途中でやめましたから。

○委員長(小早清一君) ちよつと速記を止めて下さい。
○委員長(小早清一君) それではここに改めて討論のある方は御発言願ひいます。
○兼若傳一君 簡単に反対の意見を申し上げます。
第一点は今回の改正で我が党といたしまして、根本的な問題といたしております全国を一選挙区にして、比例代表制でやるという点が全然審議されなかつたという点であります。

○委員長(小早清一君) 外に御意見はありますか。(採決々々と呼ぶ者あり)意見なしと認めまして採決をいたします。

○委員長(小早清一君) ちよつと御諮りいたしますが、太田委員の先刻の御発言と、今お出しになつたことと重複いたしますからよろしいじやないですか。
○太田敏兄君 途中で……。途中でやめましたから。

○委員長(小早清一君) ちよつと速記を止めて下さい。
○委員長(小早清一君) それではここに改めて討論のある方は御発言願ひいます。
○兼若傳一君 簡単に反対の意見を申し上げます。
第一点は今回の改正で我が党といたしまして、根本的な問題といたしております全国を一選挙区にして、比例代表制でやるという点が全然審議されなかつたという点であります。

○委員長(小早清一君) 外に御意見はありますか。(採決々々と呼ぶ者あり)意見なしと認めまして採決をいたします。

○委員長(小早清一君) ちよつと御諮りいたしますが、太田委員の先刻の御発言と、今お出しになつたことと重複いたしますからよろしいじやないですか。
○太田敏兄君 途中で……。途中でやめましたから。

○委員長(小早清一君) ちよつと速記を止めて下さい。
○委員長(小早清一君) それではここに改めて討論のある方は御発言願ひいます。
○兼若傳一君 簡単に反対の意見を申し上げます。
第一点は今回の改正で我が党といたしまして、根本的な問題といたしております全国を一選挙区にして、比例代表制でやるという点が全然審議されなかつたという点であります。

○委員長(小早清一君) 外に御意見はありますか。(採決々々と呼ぶ者あり)意見なしと認めまして採決をいたします。

○委員長(小早清一君) ちよつと御諮りいたしますが、太田委員の先刻の御発言と、今お出しになつたことと重複いたしますからよろしいじやないですか。
○太田敏兄君 途中で……。途中でやめましたから。

○委員長(小早清一君) ちよつと速記を止めて下さい。
○委員長(小早清一君) それではここに改めて討論のある方は御発言願ひいます。
○兼若傳一君 簡単に反対の意見を申し上げます。
第一点は今回の改正で我が党といたしまして、根本的な問題といたしております全国を一選挙区にして、比例代表制でやるという点が全然審議されなかつたという点であります。

○委員長(小早清一君) 外に御意見はありますか。(採決々々と呼ぶ者あり)意見なしと認めまして採決をいたします。

○委員長(小早清一君) ちよつと御諮りいたしますが、太田委員の先刻の御発言と、今お出しになつたことと重複いたしますからよろしいじやないですか。
○太田敏兄君 途中で……。途中でやめましたから。

○委員長(小早清一君) ちよつと速記を止めて下さい。
○委員長(小早清一君) それではここに改めて討論のある方は御発言願ひいます。
○兼若傳一君 簡単に反対の意見を申し上げます。
第一点は今回の改正で我が党といたしまして、根本的な問題といたしております全国を一選挙区にして、比例代表制でやるという点が全然審議されなかつたという点であります。

○委員長(小早清一君) 外に御意見はありますか。(採決々々と呼ぶ者あり)意見なしと認めまして採決をいたします。

○委員長(小早清一君) ちよつと御諮りいたしますが、太田委員の先刻の御発言と、今お出しになつたことと重複いたしますからよろしいじやないですか。
○太田敏兄君 途中で……。途中でやめましたから。

○委員長(小早清一君) ちよつと速記を止めて下さい。
○委員長(小早清一君) それではここに改めて討論のある方は御発言願ひいます。
○兼若傳一君 簡単に反対の意見を申し上げます。
第一点は今回の改正で我が党といたしまして、根本的な問題といたしております全国を一選挙区にして、比例代表制でやるという点が全然審議されなかつたという点であります。

○委員長(小早清一君) 外に御意見はありますか。(採決々々と呼ぶ者あり)意見なしと認めまして採決をいたします。

採決をいたします。

本修正案に対して賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手者多数〕

○委員長(小串清一君) 多数と認めます。

○委員長(小串清一君) 只今成立いたしましたこの修正案を除いた公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案に対して更に採決をいたします。

この案に御賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手者多数〕

○委員長(小串清一君) 挙手多数と認めましてさよう決定いたしました。

○島村軍次君 附則の施行期日の点は、確しか原案は四月一日となつておつたと思いますが、私欠席しておつたので、その点どうなつておりますか。

○委員長(小串清一君) これは五月一日に交つております。

以上によりまして公職選挙法案並にこれに伴う施行関係の法案は全部修正可決されました。

尙本会議における委員長の口頭報告の内容につきましては、本院規則第四百四條によつて予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において、両案の内容、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に

提出する報告書につき、多数意見者の署名を附することになつておりますから、両案に賛成の諸君の御署名を願います。

多数意見者署名

〔公職選挙法案〕

木内 四郎 鈴木 直人

北村 一男 中川 幸平

藤井 新一 小林 勝馬

佐々木鹿蔵 岡本 愛祐

柏木 庫治 島村 軍次

松井 道夫

〔公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案〕

木内 四郎 鈴木 直人

北村 一男 中川 幸平

藤井 新一 小林 勝馬

佐々木鹿蔵 岡本 愛祐

柏木 庫治 島村 軍次

松井 道夫

○委員長(小串清一君) 本委員会は調査を行なつて来たのでありますが、この調査報告書を作成し提出するのであります。それは委員長に御一任願いたいと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。

本日はこれで散会いたします。

午後零時三十七分散会

出席者は左の通り。

委員長 小串 清一君

理事 大野 幸一君

木内 四郎君

鈴木 直人君

羽仁 五郎君

委員

姫井 伊介君

北村 一男君

佐々木鹿蔵君

中川 幸平君

藤井 新一君

鬼丸 義齋君

小林 勝馬君

岡本 愛祐君

柏木 庫治君

来馬 琢道君

島村 軍次君

松井 道夫君

兼岩 傳一君

太田 敏兄君

〔参照〕

公職選挙法案に対する一部修正案

公職選挙法案の一部を次のように修正する。

第八十七條第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一百九條第一項又は第二項(同時選挙)の規定により選挙を同時に行う場合において、一の選挙における公職の候補者となつた者は、同時に、他の選挙における公職の候補者となることのできな

い。

第八十九條第三項を削り、第四項を第三項とし、同項中「前二項」を「前項」に改める。

第九十三條第一項第二号中「八分の一」を「十分の一」に、同項第三号中「五分の一」を「八分の一」に改める。

第九十五條第一項第二号中「六

分の一」を「八分の一」に、同項第三号中「四分の一」を「六分の一」に改める。

第五 在任期間を異にする参議院議員について選挙を合併して行つた場合において、在任期間の長い議員の当選人又はその議員について、第九十七條(当選人の繰上補充)又は第九十二條(議員、長又は委員の欠けた場合等の繰上補充)に規定する事由が生じたため、これらの規定により繰上補充を行う場合においては、その選挙において選挙された在任期間の短い議員又はその当選人があるときは、その者の中から当選人を定めるものとする。

第百三十一條第二項但書を次のように改める。

但し、一の都道府県においては、その都道府県において設置することのできる参議院(地方選出)議員の選挙における選挙事務所の数を超えることのできな

い。

第百四十四條第一項第一号但書を次のように改める。

但し、一の都道府県においては、その都道府県において使用することのできる参議院(地方選出)議員の選挙におけるポスターの数を超えることのできな

い。

第百四十四條第二項に次の但書を加える。

但し、参議院全国選出議員の候補者のポスターについては、本

人の申請により、全国選挙管理委員会が承認した場合は、都道府県の選挙管理委員会の検印を受けることができる。

第百七十六條第一項中「参議院議員」を「参議院(地方選出)議員」に改め、(参議院全国選出議員の選挙においては、その候補者の希望する都道府県の区域内)を削り、「国有鉄道」を「日本国有鉄道」に、「国営自動車」を「国鉄自動車」に改め、(参議院全国選出議員の選挙においては、都道府県を単位として通用するものに限る。)を削り、同項後段を次のように改める。

なお、参議院(全国選出)議員の選挙においては、無料で、当該候補者の選択により、左の各号の中いづれかの一の号に掲げる券の交付を受けることができる。

一 当該候補者の希望する都道府県を単位として適用する特殊乗車券十五枚及び全国通用の日本国有鉄道の回数券十五枚

二 当該候補者の希望する都道府県を単位として適用する特殊乗車券十五枚及び全国通用の日本国有鉄道の特殊乗車券三枚

三 全国通用の日本国有鉄道の特殊乗車券六枚

第百八十七條第一項中「公職の候補者又は出納責任者」と意思を通じないでする支出」を「電話による選挙運動に要する支出」に改める。

公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案に対する一部修正案

公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案の一部を次のように修正する。

- 目次中「第二章 公職選挙法の施行に伴う経過規定(第十二條―第二十六條)」を「第二章 公職選挙法の施行に伴う経過規定(第十二條―第二十七條)」に改め、第十八條を第十九條とし、以下第二十六條までを一條ずつ繰り下げ、第十七條の次に「第十八條(参議院議員の通常選挙における選挙公営の特例)」を加え、「第三章 関係法律の整理等に伴う経過規定(第二十七條―第三十二條)」を「第三章 関係法律の整理等に伴う経過規定(第二十八條―第三十四條)」に改め、第二十七條を第二十八條とし、以下第三十一條までを一條ずつ繰り下げ、第三十二條を第三十四とし、新第三十二條の次に「第三十三條(改正法施行の際現に二以上の地方公共団体の議会の議員を兼ねている者の特例)」を加える。
- 第三條中(7)の改正規定の次に次のように加え、(8)以下を一つずつ繰り下げる。
- (8) 第九十二條第二項中「地方公共団体の有給の職員」を「地方公共団体の議会の議員及び有給の職員」に改める。
- 第八條中(8)の改正規定の次に次のように加える。
- (9) 第三百三十五條中「処分」の下に「(選挙に関する処分を除く。)」を加える。
- 第十八條を第十九條とし、以下順次一條ずつ繰り下げ、第十七條の次に次の一條を加える。

(参議院議員の通常選挙における選挙公営の特例)

第十八條 公職選挙法施行の後初めて行ふ参議院議員の通常選挙に関する同法の規定の適用については、同法第四百九條第一項中「一回(参議院全国選出議員の選挙にあつては二回)を限り」とあるのは「二回を限り」と、第六十八條第二項中「五百」とあるのは「三百」と読み替へるものとする。

新第二十五條第二項中「第二十一條」を「第二十二條」に、新第三十條第一項中「第二十七條」を「第二十八條」に、同條第二項中「第三十一條」を「第三十二條」に改める。

新第三十三條中「第二十七條」を「第二十八條」を改め、同條を第三十四條とし、新第三十二條の次に次の一條を加える。

(改正法施行の際現に二以上の地方公共団体の議会の議員を兼ねている者の特例)

第三十三條 本法施行の際現に二以上の地方公共団体の議会の議員を兼ねている者については、これらの職を兼ねている間に限り、第三條に規定する地方自治法第九十二條第二項の改正規定を適用しない。

昭和二十五年四月十九日印刷

昭和二十五年四月二十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁